- 1 本工事は、工事全体分(令和5・6年度(2023・2024年度))を一括して、工事請負契約を結ぶものとする。
- 2 令和5年度末(令和6年(2023年)3月15日時点とする)までに出来形を 2.4%あげるものとする。
- 3 東海市建設工事請負契約約款及び東海市建設工事請負契約約款(建築工事関連用) 第36条に規定する前金払の額は、契約金額(請負代金額)に10分の4を乗じて 得た額以内を支払うものとする。また、既にした前金払に追加して契約金額の10 分の2の割合を乗じて得た額以内で中間前金払をすることができる。なお、前金払 に10万円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。
- 4 前金払の請求は、契約締結の日から15日以内に行わなければならない。 中間前金払の請求は、発注者が認定調書を通知した日から15日以内に行わなければならない。
- 5 工事内容の変更その他の理由により契約金額(請負代金額)を減額した場合において、受領済みの前金払額が減額後の契約金額(請負代金額)の10分の5(中間前金払の支払いを受けているときは10分の6)を超えるときは、請負者は、その超過額を変更契約締結の日から30日以内に返還しなければならない。ただし、返還することが前金払の使用状況からみて不適当であると認められるときは、発注者と請負者とが協議して返還額を定めるものとする。
- 6 発注者は、請負者が前項の期限内に超過額を返還しなかったときは、前項の期限 を経過した日から返還する日までの日数に応じ、その未返還額に年14.6パーセントの割合で計算した利息を付するものとする。